

要求水準書（案）に関する意見書への回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
1	4	3	(8)			事業スケジュール	設計・建設工事期間が令和19年までと非常に長期間となっています。想定されている工事内容とその期間や条件を具体的にご教示ください。事前の検討資料がございましたらご提示頂けないでしょうか。	工事内容、期間、条件については、要求水準書（案）に示すとおりです。閲覧可能資料については、要求水準書（案）で示しています。
2	9	2	(3)	表 4		開発許可申請	浄水施設は、都市計画法第29条において、許可申請不要の対象と思われます。開発許可の要否は設計検討・建設工事期間にも影響しますので、明確にして頂くことを希望します。また関連部署との事前協議記録等がありましたら、公表して頂きたいと思えます。	都市計画法第29条第1項第3号における水道事業の用に供する水道施設（取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設）に該当するため、開発許可申請は必要ないと考えます。また、管理用建物についても浄水施設の一部と考えます。
3	10	3	(2)			閲覧可能資料	「既存流用施設の排水処理施設は、急速ろ過方式（計画浄水量130,000m <sup>3</sup> /日）に対応した能力を有する。施設形状等については、閲覧可能資料 10 を参照すること。」とありますが、この閲覧可能資料の閲覧時期、回数、人数制限、貸出の可否等について補足説明をお願い致します。	閲覧可能資料の閲覧については、平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。9:00～17:00）でお願いします。回数、人数については、閲覧場所等の都合により制限がある場合がありますので、申し込みの際にお問い合わせください。また、閲覧可能資料については、制限付きですが貸出を認めます（一部貸出不可のものもあります。）。閲覧の際に、希望する資料を申し出てください。
4	10	3	(5)			前提条件	工事時の搬入出車両の制限は、延べ100台/日程度となっています。生コン車100台とすると、420m <sup>2</sup> 程度が1日の最大搬入量となり、生コン打設ブロック割りが増える可能性があります。水密性を要求されるコンクリート構造物、また構造上においても打継ぎ位置を考慮する必要があり、品質に影響及ぼす恐れが考えられます。	工事搬出入車両については、通常時は100台/日を目安と考えてください。ただし、事業者提案により協議に応じます。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
5	18	3	(1)	キ		PCB使用状況調査	「解体・撤去を行う施設に対し、PCBの使用状況調査を実施し、必要な対策を講じること。」とありますが、要求水準（案）のP-10に、前提条件として、PCBは保管していないとのことでしたので、基本的には、貴市にて、管理、対応して頂く形でお願い致します。	要求水準書（案）のとおりです。PCB含有が疑わしい場合の分析費用は、事業者の負担とし、保管及び処分は本市が行います。
6	18	3	(1)	カ		アスベスト調査	「解体・撤去を行う施設に対し、アスベスト調査を実施し、必要な対策を講じること。」とありますが、具体的なアスベスト調査範囲（種類、場所、量）を提示願います。応募者は貴市より提示された範囲のみ対策費用を見込むものとし、事業開始後の調査で追加されたものについては、都度設計変更対応とさせて頂きたいと考えます。	本市で現在把握しているアスベスト調査結果については、閲覧資料23にあります。調査範囲は、撤去対象施設であり、既往調査結果から、種類、量を確認してください。事前調査後、新たに確認されたものについては協議に応じます。
7	18	3	(1)	ク		閲覧可能資料	「自家発棟を継続使用する場合、閲覧可能資料 22 に示す耐震診断結果を確認し、必要に応じて耐震診断を実施すること。」とありますが、この閲覧可能資料の閲覧時期、回数、人数制限、貸出の可否等について補足説明をお願い致します。	閲覧可能資料の閲覧については、平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。9:00～17:00）でお願いします。回数、人数については、閲覧場所等の都合により制限がある場合がありますので、申し込みの際にお問い合わせください。また、閲覧可能資料については、制限付きですが貸出を認めます（一部貸出不可のものもあります。）。閲覧の際に、希望する資料を申し出てください。
8	18	3・4				事前調査業務 設計業務	公告後には、設計・計画業務を進めるうえで、現地調査をさせて頂きたいと考えます。	調査内容等を協議の上、本市が認めた場合には実施可能とします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
9	19	3	(2)	エ		事前調査業務	ボーリング調査は基盤面まで確認を行うことと記載があります。工事の計画・設計を行う上で、基盤面より5m程度の深さまで調査を行うことが必要と考えます。	事業者提案とします。
10	24	4	(3)	ウ	(ウ) a	生物処理設備	「生物処理の方式は、上向流式生物接触ろ過方式とし、具体的な仕様は、次のとおりとする。その他については、閲覧可能資料21の実証試験結果を参照すること。」とありますが、この閲覧可能資料の閲覧時期、回数、人数制限、貸出の可否等について補足説明をお願い致します。	閲覧可能資料の閲覧については、平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。9:00～17:00）でお願いします。回数、人数については、閲覧場所等の都合により制限がある場合がありますので、申し込みの際にお問い合わせください。なお、当該資料については、貸出不可となります。
11	28	3章	4	(3)	ウ(シ)。	管理用建物部屋諸	下関市様用の事務室などの要求がありますが、維持管理期間中も上下水道局職員様が常駐されますでしょうか。	全部供用開始までは事業者提案となりますが、本市職員の勤務に必要な場合は、常駐となります。
12	28	3章	4	(3)	ウ(シ)。	管理用建物部屋諸	上記の場合、どのような体制になりますでしょうか。（平日昼間のみ等の例でご教示ください。）	現時点では、本市用の各室は、本市職員の勤務時間（主には平日昼間）での使用を想定しています。
13	29	4	(3)	ウ	(シ) g	備品	ブラインド、ブラインドボックス、テレビ、プロジェクターなど、添付資料21の必要備品リストと整合して頂けますようお願い致します。また、事業開始後の協議で齟齬（最上級グレードの指示など）が無いよう、可能な限り事前に要求水準書にサイズや仕様をお示し頂けますようお願い致します。	備品リストについては、ご意見を参考に反映します。また、サイズや仕様に関しましては、事業者提案とします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
14	36	4	(3)	キ		施設撤去設計	公表されています資料では、既設構造物の名称のみで、物量が確認できません。各構造物の撤去数量を提示すべきと考えます。工事着手後に、撤去工事に関して数量変更に伴う契約変更を行う予定であれば問題ないのですが、設計施工案件の場合、構造及び数量に対するリスクは受注者が負うケースがほとんどであるため、応札時には撤去数量を明確に提示して頂きたいと考えます。	資料等から推測される内容から著しく異なることについて事業者に見えないことを明確に示した場合に限り、協議に応じます。
15	39	7	(2)	ウ	(エ)	既存流用可能な施設改造	公平性の観点からも、既存流用可能な施設の既設改造を別途工事として発注し、本事業範囲から外して頂くことはできないでしょうか。	事業者提案を求めていますので、別工事として発注することは、考えていません。
16	39	7	(2)	イ	(ウ)	工事工程	工事計画工程につきまして、令和15年4月1日から令和19年3月31日までの期間に想定されている工事内容や条件を具体的にご教示ください。【例】：和15年4月1日から令和19年3月31日までの期間は主に既設浄水施設の撤去及び場内整備期間を想定している。	令和15年4月1日から令和19年3月31日までの期間は主に管理用建物建設、既設浄水施設の撤去及び場内整備期間を想定しております。
17	39	7	(2)	エ	(ア)	試運転計画書	試運転の6ヶ月前までに、試運転計画書を貴市に提出となっておりますが、内容を見直し、試運転作業の1~2ヶ月前に試運転計画書を提出することを認めて頂けないでしょうか。	試運転開始時期を勘案すると、試運転の6カ月前までの提出が必要と考えています。
18	42	4章	1	(1)		対象範囲	事業者の裁量で運転管理を実施し技術的問題が発生した場合の法的責任は下関市様になりますでしょうか。	本事業については、水道法第24条の3の規定による第三者委託ではないため、水道法上の責任は本市が負いますが、事業者の責めに帰すべき事由により発生した場合の損害の負担については、事業者負担と考えています。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
19	42	4章	1	(1)	図5	対象範囲	運転管理（監視のみ）施設の運転操作を行う場合は常に日々の定常的な操作を含め市職員様からの指示に従うのでしょうか。	監視のみの施設については、定常的な操作の想定はありませんが、非常時においては本市職員の指示により、操作を行うこととなります。
20	42	4章	1	(1)	図5	対象範囲	自家用発電設備は新設ですが、受配電設備同様として、保守点検は不要でしょうか。	ご理解のとおりです。
21	44	4	1	(1)	イ	業務体制	<p>現在、新型コロナウイルス対策については、国や関係機関に加えて、民間企業や個人においても、対応方法を模索している段階にあると考えます。</p> <p>水道事業の性質上、従事者が感染予防に努めることは極めて重要であると考えていますが、今後のコロナウィルスの状況や更なる新型感染症等が発生した場合、事業者のみでは対応ができないケースも想定しておく必要が有ると考えます。</p> <p>従いまして、要求事項としては「新型コロナウイルス等感染症による従事者等の欠員がないよう、感染症対策に努めること。」という努力目標の主旨に変更して頂きたいと考えます。</p> <p>その上で、事業者の対策や取組み等については、事業者から提案という形で評価して頂けないでしょうか。新型コロナウイルス等感染症への必要なバックアップ体制を構築することを求められていますが、バックアップ体制の考え方については、協議させて頂きたいと存じます。</p>	ご意見については、参考として承ります。なお、詳細については、公募要項等で示します。
22	47	4章	3	(2)	コ	電気主任技術者	事業者は電気主任技術者の配置を行わなくてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	47	保守点検業	(1)				法定点検の種類は、提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者提案となりますが、関係法令の遵守が必要です。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
24	48	4	2	(2)	ス	業務の実施に当たっての留意事項	新型コロナ対応の状況下、現在、少数名で運転を行ったり、班内でも構成員を分けて対応に当たっている事例がございます。しかる状況を鑑み、従業者数の制限を緩和(例、中央監視を無人にはならないことにし、2名以上の条件を削除)のご検討をお願いします。	公募要項等で示します。
25	49	植栽管理業	(1)				植栽管理業務の種類、場所、範囲、及び頻度についてご教示願います。	場内整備(景観配慮・緑化)の事業者提案に応じ、事業者において検討してください。
26	50	4章	12	(2)	ウ	用水量	建屋単位で水使用量を管理した場合、事業者使用量と事業活動で使用したものの区分が困難と思われます。用水はすべて供給頂きたいと考えます。	用水量は、各施設(建屋ごと)で使用量を管理してください。また、用水は、本市の負担とします。
27	51	3 修繕業務	(2)	ア			添付資料7に示す本市の目標耐用年数とは、資料7の更新基準年数と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	51	4章	13	(2)	ク		50万円を超える修繕は貴市負担とありますが、この見積は事業者による見積もりでもよろしいでしょうか。	50万円を超える修繕については、事業者の提出した資料により協議し、判定する予定です。
29	54					閲覧可能資料リスト	現況電気設備につきまして、資料リストのほかに、既設の施工図(ケーブルルート図、屋外埋設電路図含む)、配線表、シーケンスを追加頂けないでしょうか。	閲覧可能資料10に含まれています。
30	54					閲覧可能資料リスト	事業予定地平面図、長府浄水場図面(施設別)、現況電気・計装設備配置図のほか、既設の施工図(ケーブルルート図、屋外埋設電路図含む)のCADデータを別途提示頂けないでしょうか。	閲覧可能資料については、CADデータでの提示はできません。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
31	添付資料 15					建設工事に伴うスライドと契約方式について	<p>契約はどのような形態をお考えでしょうか。</p> <p>仮に総価契約方式を採用された場合、物価変動に基づく請負代金の変更を行うことが事実上難しく、受注者側にリスクが残るようになり、長期間にわたる工事のため、不利益を被る可能性が大きくなります。</p> <p>総価契約単価合意方式等であれば、物価変動に基づく請負代金の変更が可能ですので、こちらを採用される方が良いと考えます。</p>	公募要項等で示します。
32	添付資料 15					建設工事に伴うスライドについて	<p>建設工事期間が長いため、物価上昇に伴うリスク分担を明確化して頂きたいと考えます。</p>	公募要項等で示します。